

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業

事業名	農業集落排水事業		
事業開始年月日	平成2年12月20日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 / 非適用
団体名	矢吹町	職員数 (H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	355(H18)	公営企業債現在高(百万円)	2046(H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.51(H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	25.1(H19)
		経常収支比率 (%)	87.5(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 レ 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 レを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	矢吹町農業集落排水施設事業経営健全化計画
計画期間	平成19年から平成23年まで
計画策定責任者	矢吹町長 野崎 吉郎
既存計画との関係	矢吹町財政再建3カ年計画（改定集中改革プラン）
公表の方法等	議会への説明及び広報等による公開
基本方針	経営の健全化を目標として、収入の確保と経費の削減を実現する。収入の確保や対策については、使用料の適正化と接続率及び有収水量の向上に努める。経費の削減については、事務的経費及び施設の維持管理経費等の見直し削減を進める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	22	7	0	29
	補償金免除額	4	2	0	6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	10	4	0	13

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設事業	21,592	7,551	0	29,143
合 計 (A)		21,592	7,551	0	29,143
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		21,592	7,551	0	29,143

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設事業	9,151	2,944	0	12,095
合 計 (A)		9,151	2,944	0	12,095
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		9,151	2,944	0	12,095

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	矢吹町の農業排水施設事業は、平成6年4月に大和久地区で最初に供用を開始して、現在は5処理区となり経営をしています。しかしながら、現在、財政の問題等により処理区の拡大は一時中止している状況です。経営を実施している5処理区の財政上の現状は、平成18年度の収益的収支では、使用料収入が営業費用の半分程度で、企業債利息の償還と合わせて一般会計の繰入金に依存しています。資本的収支については、5処理区施設整備が終了し、当面あらたな拡張整備は中止している状況です。使用料の適正化のための改正、接続率が61%の現状のため、接続率向上のための取り組みなど、経営健全化への課題があります。	
経営課題	課 題	料金の適正化 使用料の適正化のための改正。平成20年度に10%程度の使用料改定を計画。独立採算に向けて、段階的な改正が必要。
	課 題	収入の確保 接続率向上及び有収水量の向上。景気の動向や過去の実績、人口減少等により収入の確保が難しい。
	課 題	経費の削減 施設の維持管理経費の見直し再検討。一般事務費や人件費については今までも削減してきたが、今後は、施設設備の改修や汚泥処理の有効活用が問題。
	課 題	一般会計の繰入金依存体質の改善 収入の確保と経費の削減による繰入金の削減。収入の確保が図れなければ、繰入金も削減できないので、一般会計との連携が課題
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：千円，％）

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)							
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	90,757	81,255	83,559	92,141	91,575	88,709	90,000	88,322	87,809	87,016		
	(1) 営 業 収 益 (B)	17,024	18,306	19,490	21,116	20,942	21,242	23,042	23,157	23,272	23,389		
	ア 料 金 収 入	17,024	18,299	19,478	21,092	20,942	21,242	23,042	23,157	23,272	23,389		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他		7	12	24								
	(2) 営 業 外 収 益	73,733	62,949	64,069	71,025	70,633	67,467	66,958	65,165	64,537	63,627		
	ア 他 会 計 繰 入 金	68,824	61,413	61,843	69,942	69,677	66,967	66,958	65,165	64,537	63,627		
	イ そ の 他	4,909	1,536	2,226	1,083	956	500						
	2 総 費 用 (D)	90,076	82,253	83,760	91,967	91,183	88,709	86,546	83,741	81,493	79,090		
	(1) 営 業 費 用	34,492	27,068	29,110	38,508	39,309	39,267	39,159	39,052	38,947	38,843		
	ア 職 員 給 与 費				5,735	5,780	5,906	5,965	6,024	6,084	6,144		
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	34,492	27,068	29,110	32,773	33,529	33,361	33,194	33,028	32,863	32,699		
(2) 営 業 外 費 用	55,584	55,185	54,650	53,459	51,874	49,442	47,387	44,689	42,546	40,247			
ア 支 払 利 息	54,359	53,877	53,442	52,376	50,918	49,442	47,387	44,689	42,546	40,347			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	1,225	1,308	1,208	1,083	956								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	681	-998	-201	174	392	0	3,454	4,581	6,316	7,926			
資 本 的 収 支	1 資 本 的 収 入 (F)	168,698	237,665	161,080	71,701	77,262	82,602	80,897	80,889	80,333	80,499		
	(1) 地 方 債	39,700	66,800	34,800	23,400	27,500	32,100	30,033	30,000	29,300	29,300		
	(2) 他 会 計 補 助 金	54,689	74,645	78,645	46,101	47,972	49,902	50,264	50,389	50,533	50,699		
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	62,500	93,750	40,625									
	(6) 工 事 負 担 金	4,130	2,470	7,010	2,200	1,790	600	600	500	500	500		
	(7) そ の 他	7,679											
	2 資 本 的 支 出 (G)	168,695	237,657	160,970	71,621	77,262	82,602	84,351	85,470	86,649	88,425		
	(1) 建 設 改 良 費	126,357	185,004	95,160									
	ウ ち 職 員 給 与 費	15,048	14,682	15,370									
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	42,338	52,653	65,810	71,621	77,262	82,602	84,351	85,470	86,649	88,425		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	3	8	110	80	0	0	-3,454	-4,581	-6,316	-7,926			

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	16	16	15	15	20	20	21	21	21	22
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	101	99	100	100	100	100	104	105	108	110
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	76	76	74	76	76	75	74	74	74	74
	うち基準内繰入金	11	8	12	11	65	64	63	63	63	63
	うち基準外繰入金	65	68	62	65	11	11	11	11	11	11
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
	資本的収入分	33	31	49	65	62	61	61	63	63	64
	うち基準内繰入金	10	10	16	36	35	34	34	36	37	38
	うち基準外繰入金	23	21	33	29	27	27	27	27	26	26
うち赤字補てん的なもの											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率(%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 100
 - 1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	適正な使用料の改定。平成20年度に10%程度の改定を計画。今後とも段階的な改定が必要。
2 他会計繰入金の見込み	料金の段階的な改定や経費の削減により基準内繰入を目指す。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	経営に無理のない計画的な建設改良事業を進める。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	収入の確保と経費の抑制

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="159 328 618 1118"> <tr> <td data-bbox="159 328 618 456">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="618 328 2125 456">課題 集中改革プランでは、農業集落排水部門の目標は設定していないものの、本町全体として、平成17年度4月1日の職員数は、171人、平成22年4月1日の職員数は155人とし、16人の削減を目標としており、全体の目標は達成される見込みである。平成23年4月1日の職員数は142人とし、プラン終了後もさらなる削減をしていく予定である。職員数 H19 164人、H20 157人、H21 150人、H22 147人、H23 142人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 456 618 560">給与のあり方</td> <td data-bbox="618 456 2125 560"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 560 618 699">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="618 560 2125 699">課題 H18年4月に国に準拠した給与構造改革の見直しを行っている。各種手当等(特殊勤務手当、管理職手当、超過勤務手当)を見直し、さらに人件費の抑制に努める。また、特別職の給与は、町長20%、副町長10%、教育長10%を削減しているが、引き続き実施する。新たに期末手当についても、それぞれ同率の削減を実施する。地域手当については、対象地域がないため支給していない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 699 618 839">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="618 699 2125 839">技能労務職の給料表は、国の行政職俸給表(二)を適用している。今後は、技能労務職員は退職不補充の方針である。なお、公表については検討中である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 839 618 978">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="618 839 2125 978">定年退職時の特昇は実施していない。ただし、定員適正化計画の確実な推進を図るため勸奨退職時には特昇を実施しており、計画達成後においては見直しをする予定である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 978 618 1118">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="618 978 2125 1118">共済組合の事業主負担の割合は二分の一で行なっている。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	課題 集中改革プランでは、農業集落排水部門の目標は設定していないものの、本町全体として、平成17年度4月1日の職員数は、171人、平成22年4月1日の職員数は155人とし、16人の削減を目標としており、全体の目標は達成される見込みである。平成23年4月1日の職員数は142人とし、プラン終了後もさらなる削減をしていく予定である。職員数 H19 164人、H20 157人、H21 150人、H22 147人、H23 142人	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題 H18年4月に国に準拠した給与構造改革の見直しを行っている。各種手当等(特殊勤務手当、管理職手当、超過勤務手当)を見直し、さらに人件費の抑制に努める。また、特別職の給与は、町長20%、副町長10%、教育長10%を削減しているが、引き続き実施する。新たに期末手当についても、それぞれ同率の削減を実施する。地域手当については、対象地域がないため支給していない。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職の給料表は、国の行政職俸給表(二)を適用している。今後は、技能労務職員は退職不補充の方針である。なお、公表については検討中である。	退職時特昇等退職手当のあり方	定年退職時の特昇は実施していない。ただし、定員適正化計画の確実な推進を図るため勸奨退職時には特昇を実施しており、計画達成後においては見直しをする予定である。	福利厚生事業のあり方	共済組合の事業主負担の割合は二分の一で行なっている。	
地方公務員の職員数の純減の状況	課題 集中改革プランでは、農業集落排水部門の目標は設定していないものの、本町全体として、平成17年度4月1日の職員数は、171人、平成22年4月1日の職員数は155人とし、16人の削減を目標としており、全体の目標は達成される見込みである。平成23年4月1日の職員数は142人とし、プラン終了後もさらなる削減をしていく予定である。職員数 H19 164人、H20 157人、H21 150人、H22 147人、H23 142人												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題 H18年4月に国に準拠した給与構造改革の見直しを行っている。各種手当等(特殊勤務手当、管理職手当、超過勤務手当)を見直し、さらに人件費の抑制に努める。また、特別職の給与は、町長20%、副町長10%、教育長10%を削減しているが、引き続き実施する。新たに期末手当についても、それぞれ同率の削減を実施する。地域手当については、対象地域がないため支給していない。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職の給料表は、国の行政職俸給表(二)を適用している。今後は、技能労務職員は退職不補充の方針である。なお、公表については検討中である。												
退職時特昇等退職手当のあり方	定年退職時の特昇は実施していない。ただし、定員適正化計画の確実な推進を図るため勸奨退職時には特昇を実施しており、計画達成後においては見直しをする予定である。												
福利厚生事業のあり方	共済組合の事業主負担の割合は二分の一で行なっている。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="159 1227 618 1498"> <tr> <td data-bbox="159 1227 618 1366">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="618 1227 2125 1366">施設維持管理費の民間委託の推進、再検討及び汚泥処理方法や利用方法について検討(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1366 618 1498">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="618 1366 2125 1498">民間に委託できる業務は民間委託。徴収事務全般の民間委託。(課題)</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	施設維持管理費の民間委託の推進、再検討及び汚泥処理方法や利用方法について検討(課題)	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間に委託できる業務は民間委託。徴収事務全般の民間委託。(課題)									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	施設維持管理費の民間委託の推進、再検討及び汚泥処理方法や利用方法について検討(課題)												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間に委託できる業務は民間委託。徴収事務全般の民間委託。(課題)												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
<p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>使用料収入が施設の維持管理も負担できない状況で、一般会計の繰入金に依存しているため、料金の適正化による段階的な改定が必要。平成20年には10%程度の改定を計画。(課題 . . .)</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>議会への説明及び広報等による公開。</p>
<p>行政評価の導入</p>	<p>年度当初に課の運営方針と目標を設定して、中間と年度末に行政評価を実施。</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 料金の適正化	適正な料金の実現。平成20年度に10%程度の改正を計画。収益的収支状況から段階的な改定が必要。(課題)
2 収入の確保	接続率や徴収率の向上による収入の確保。(課題)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	適正な人員配置と適正な施設の維持管理を実現し、一般会計からの段階的な繰上金の削減をする。(課題)
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が半年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	3,064	3,066	3,493	3,413	3,413		3,430	3,447	3,464	3,481	3,498		
	A 増減	-309	-307	120	40	40	-416	17	37	51	68	85	258	
	水洗便所設置済人口(人)	1,834	1,859	2,019	2,108	2,192		2,236	2,250	2,265	2,283	2,298		
	B 増減	279	304	464	553	637	2,237	44	58	73	91	106	372	
	水洗化率(%)	60	61	58	62	64		65	65	65	66	66		
	C 増減	14	15	12	16	18	75	1	1	2	2	3	9	
	有収水量(m ³)	138,575	151,939	164,920	158,803	176,965		179,408	181,433	182,051	182,668	183,299		
	D 増減	25,575	38,939	51,920	45,803	63,965	226,202	2,443	4,468	5,086	5,703	6,334	24,034	
	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	123	120	118	133	118	-18	118	127	127	127	127	128	
	E 増減	-3	-6	-8	7	-8		0						
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)								10						
F 増減														
収納率(%)	99	99	98	99	99		-1	99	99	99	99	99		
G 増減			-1											
H 増減														
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)				21,092	20,942		20,990	23,042	23,157	23,272	23,389		
	職員数(人)				1	1		300	2,100	2,215	2,330	2,447	9,393	
	I 増減							1	1	1	1	1		
	管理運営費(千円)	34,492	27,068	29,110	38,508	39,309		39,267	39,159	39,052	38,947	38,843		
	J 増減	803	-6,621	-4,579	4,819	5,620		-241	-349	-456	-561	-655	-2,262	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	11	9	8	11	12		11	11	11	11	11		
	K 増減	1	-1	-2	1	2	1	-1	-1	-1	-1	-1	-5	
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	755	739	789	909	602		602	600	596	593	590		
	L 増減	-51	-67	-17	103	-204	-236	204	203	202	201	200	-29	
	M 増減	246	186	184	227	204	-208	204	203	202	201	200	-10	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	-5	-65	-67	-24	-47			-1	-2	-3	-4			
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	163	162	150	146	196		196	212	213	214	217			
累積欠損金比率(%)	7	6	-6	-10	40			16	17	18	21			
企業債現在高(百万円)	2,160	2,175	2,144	2,095	2,046		1,963	1,879	1,793	1,706	1,618			
増減	-4	11	-20	-69	-118		-83	-167	-253	-340	-428			
収入の確保	使用料収入	17,024	18,299	19,478	21,092	20,942		21,242	23,042	23,157	23,272	23,389		
	改善額	2,767	4,042	5,221	6,835	6,685	25,550	300	2,100	2,215	2,330	2,447	9,392	
	有収水量の増加	2,767	4,042	5,221	6,835	6,685	25,550	300	300	415	530	647	2,192	
	使用料の適正化								1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	7,200
	収納率の向上													
その他														
経営の効率化	管理運営費	34,492	27,068	29,110	38,508	39,309		39,267	39,159	39,052	38,947	38,843		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの				5,735	5,780		5,906	5,965	6,024	6,084	6,144		
	改善額	-803	8,227	6,185	-3,213	-4,014	6,382	-84	-35	13	58	102	54	
	職員給与と費の適正化							-126	-185	-244	-304	-364	-1,223	
	維持管理費(上記以外)の適正化	-803	8,227	6,185	-3,213	-4,014	6,382	42	150	257	362	466	1,277	
	うち職員給与と費中の退職手当													
その他														
改善額														
計画前5年間改善額 合計												19,168		
													(参考)補償金免除額	5,589

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。
 「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
 「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方 適正な使用料金を目指し段階的な改定が必要

民間委託の取組状況 委託できる業務については委託をする。

その他に記載された項目に関する取組等